

事務連絡  
令和2年6月16日

各市町村教育委員会学校保健主管課長  
各県立学校長  
各教育事務所（支所）長

} 様

埼玉県教育局県立学校部参事兼保健体育課長

「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル  
～「学校の新しい生活様式」～」の改訂について

標記について、令和2年6月16日付け事務連絡により文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課から、別添写しのとおり通知がありました。

つきましては、別添マニュアル等を参考に、各学校において感染症対策に努めるよう、適切な対応をお願いいたします。

なお、今回の主な改訂点は下記のとおりです。

また、市町村教育委員会におかれましては、貴管下各学校等に周知をお願いいたします。

## 記

### 1 消毒について（マニュアル P19～P26 参照）

- ・用具や物品の共用を避け、使用後に手洗いするよう指導することが優先されました。
- ・日常的な消毒について、消毒液や消毒の方法について詳細に記載されました。

### 2 マスクの着用について（マニュアル P31～P32,P42 参照）

- ・熱中症が命に関わる危険となることを踏まえ、熱中症への対応を優先させることが強調されました。特に、登下校時には、人と十分な距離を確保できる場合には、マスクを外すようにします。

健康教育・学校安全担当 熊木 美香

電話：048-830-6963

E-mail：a6960-02@pref.saitama.lg.jp